

九州大学応用力学研究所技術室規程

平成16年度九大規程第122号
制定：平成16年4月1日
最終改正：平成26年3月31日
(平成25年度九大規程第135号)

第1条 この規程は、九州大学応用力学研究所規則（平成16年度九大規則第137号）第4条第2項の規定に基づき、応用力学研究所技術室(以下「技術室」という。)の業務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 技術室に、技術室長を置く。

2 技術室長は、技術室の業務を掌理する。

第3条 技術室に、次の班及び係を置く。

環境利用技術班
材料開発係
計測技術係
大気海洋技術班
観測技術係
実験解析係
核融合技術班
構造分析係
機器制御係

第4条 材料開発係においては、自然環境を総合的に利用する材料や装置の開発に関する業務をつかさどる。

第5条 計測技術係においては、自然環境を総合的に利用するための計測や共通技術に関する業務をつかさどる。

第6条 観測技術係においては、大気海洋の環境における野外観測技術及び計測機器の開発に関する業務をつかさどる。

第7条 実験解析係においては、大気海洋の環境における実験と解析及び計測機器の管理に関する業務をつかさどる。

第8条 構造分析係においては、核融合実験装置に使用される材料の構造分析及び材料強度の向上に関する業務をつかさどる。

第9条 機器制御係においては、核融合実験装置の維持管理と運転及び制御に関する業務をつかさどる。

第10条 各班に班長を置く。

2 班長は、技術室長の命を受けて班の業務を掌理する。

第11条 各係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受けて係の業務を掌理する。

第12条 各係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けて係の業務を処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第137号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第135号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。